

地域医療構想 Q A 骨子（案）

Q 1、 本年 3 月に「大阪府地域医療構想」が策定され、団塊の世代の全てが 7 5 歳以上となる 2 0 2 5 年に向けた医療分野の大きな方向性が示されました。

現在、この地域医療構想に基づき、各医療機関が担う機能を整理し、二次医療圏ごとに医療資源の適正化に取り組んでおり、具体的には病床の機能転換という形で進めていると伺っています。

そこで、まず、府の実情として、2 0 2 5 年までどのような病床転換が必要となるのか、また、それを進めていくため、府が設けた「病床転換促進事業補助金」について、本年度の執行見込みはどのようなものなのか。合わせて伺います。

A 1、 地域医療構想は、2025年を見据えて、高齢化の進展に伴う医療需要の変化や増大に対し、限られた医療資源で適切に対応するため、病床を「高度急性期」、「急性期」、「回復期」、「慢性期」の4つに機能分化し、これに在宅医療を含めて、連携して、質の高い医療を連続して提供できるよう、医療提供のめざす姿を示したものです。

本府においては、将来過剰となる見込みの急性期から、不足が見込まれる回復期への病床転換を中心に機能整理に取り組んでいるところです。

転換が必要となる病床は、構想期間の10年間で約1万床と見込んでおりますことから、これを年割した約1千床分の補助金として約17億円を本年度予算において確保し、病院の自主的な取組みを支援し、円滑な病床転換を促進することとしております。

当該補助金は、地域医療介護総合確保基金を財源とするため、国の配分額の内示を受けてからの執行となりますが、本年度は、4月の熊本地震への対応等により、当初5月下旬に予定されていた内示が8月上旬にずれ込み、事業期間が圧縮されたこともあり、補助要件に合致するものは、10病院、計300床となり、本年度の補助金額は約4億9千万円になるものと見込んでおります。

なお、未執行分については、基金に積み立て、次年度以降に活用します。

Q 2、 地域医療構想が示す病床機能の分化・連携を進めるために必要となる病床転換補助金総額はいくらになると見込んでいるのですか。

また、病床転換は病院の自主的な取組みが基本というの理解できますが、すべてを委ねては、医療圏ごとにとりに格差が生じることが懸念されます。府として、府域全体での取組みを調整することが必要だと考えますが、どうですか。

A 2、 地域医療介護総合確保基金は、毎年度、事業の進捗状況等を見極めながら、医療関係団体等と協議し、事業計画をとりまとめ、厚生労働省に要望した上で、協議を経て内示を受け、執行するものです。よって、現時点において、29年度以降の転換補助金事業の期間、内容や規模については未定です。

仮に、本年度と同様の補助内容を2025年まで継続とした場合、約1万床の転換にかかる補助金額は、約170億円相当という試算になります。

また、病床転換は、府内8つの二次医療圏を基本に医療資源の最適化を図るものであることから、二次医療圏ごとに設置する「地域医療構想調整会議」において、具体的に協議を行いながら、進めているところです。

引き続き、各医療圏での取組状況を把握しながら、適宜、調整を行うなど、医療圏ごとに大きな取組みの差を生じることなく、地域医療構想がめざす、府域全体で適切な医療の提供が図られるよう、取り組んでまいります。

Q 3、 地域医療構想における必要病床数は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年の年齢構成別人口推計により算出していると聞いていますが、医療ニーズの変化が見込まれる2025年に留まることなく、その先の人口構造の変化も見据えて医療提供のあり方を考える必要があります。

まず、府としては、2025年以降の高齢者の人口構造の変化をどのように見込んでいますか。

A 3、 必要病床数算定に活用した国立社会保障・人口問題研究所による人口推計については、2040年までの推計になっており、これによりますと、本府の65歳以上の高齢者人口は、2025年の約245万人から2040年には約268万人と約23万人増加し、高齢化率は29.3%から36%になるものと見込まれています。

なお、このうち、75歳以上の後期高齢者人口については、2025年の約152万人から、2040年には約147万人と、約5万人の減少となりますが、人口に占める割合は、18.2%から19.7%と1.5ポイント増加するものと見込まれております。

2040年より先の見通しについては、都道府県別のデータがございませんが、国全体の人口推計では、高齢者人口は、団塊世代の子供たち、いわゆる団塊ジュニアが高齢者となる2040年頃を境に減少していくものの、それをも上回る65歳未満人口の減少により、高齢化率は上昇していくものと見込まれておりますことから、本府においても大きくはこれに近い傾向となるものと考えております。

Q 4、 地域医療構想の実現に取り組むことは大事ですが、医療の進歩、また少子化対策の効果など、人口構造の変化については、現時点ですべてを見通せず、不確定な要素があります。

よって、今後ともたえず、人口構造の変化を見極めながら、各医療圏で必要とする診療科など、適切な医療のあり方を考えていかなければなりません、どうですか。

A 4、 地域医療構想は、策定時点のデータや傾向をもとに、2025年のあるべき医療提供の姿を示し、その実現に向けた取組みを整理したものです。

構想の実現に向けては、二次医療圏の「地域医療構想調整会議」も活用し、状況の変化や地域の実情を踏まえながら、医療関係団体等とも連携し、具体的に取組みを進めております。

また、地域医療構想を含む保健医療計画の改訂が2年後となっておりますことから、現在進めております改訂作業等を通じ、人口構造や疾病構造の変化等を踏まえた、府民の医療ニーズに的確に対応できるよう、将来を見据えて、絶えず府域の医療資源の最適化を図り続け、効果的・効率的な医療の提供に努めてまいります。